



兵庫労働局発表  
平成25年4月16日

担当	兵庫労働局労働基準部安全課 安全課長 高尾 聡 主任安全専門官 古谷 勝一 (電話) 078-367-9152
----	---

報道関係者 各位

平成25年4月13日淡路島を震源とする地震による災害復旧工事  
における労働災害防止対策について  
—兵庫県下の建設業に係る各団体へ災害防止対策の徹底を要請—

兵庫労働局（局長 前田芳延）は、平成25年4月13日5時33分に発生した淡路島を震源とする地震について、今後、実施される災害復旧工事において作業に従事する労働者が墜落、土砂崩壊等労働災害に巻き込まれることがないように、建設業労働災害防止協会兵庫県支部長、兵庫県土建一般労働組合執行委員長、兵庫県瓦工事業協同組合理事長に対し、次の労働災害防止対策を徹底するよう要請を行った（別紙参照）。

**1 墜落災害の防止**（建災防兵庫県支部、兵庫県土建一般労働組合、兵庫県瓦工事業協同組合に要請）

建築物等の解体、改修工事においては、足場を組み立てる等により作業床を設けること。作業床を設けることが困難な場合は、安全帯等保護具を適正に使用し、墜落防止措置を講じた上で行うこと。

また、作業においては、作業計画を策定した上で、現場責任者・作業主任者が直接指揮し、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽（墜落時保護用）の着用等を監視すること。

**2 物体の飛来落下防止**（建災防兵庫県支部、兵庫県土建一般労働組合、兵庫県瓦工事業協同組合に要請）

材料、工具等の落下により、他の労働者が被災することのないよう、また、工事と直接関係のない第三者が災害に遭わないよう、防網の設置等により物体の落下を防止すること。

**3 土砂崩壊災害の防止**（建災防兵庫県支部に要請）

作業箇所等を事前に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で作業を行うとともに、点検者を指名して地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努め、土砂崩壊のおそれがある場合は、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること。

**4 水道復旧工事における災害の防止**（建災防兵庫県支部に要請）

掘削作業に伴う土砂崩壊災害防止措置のほか、建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。